

# 参考資料

## 1 子ども・子育て支援に関する主な事業一覧

No	事業名	内 容	所 管
1	要保護児童対策地域協議会	保健、福祉、医療をはじめ教育、警察など児童の関係機関が児童虐待の予防、早期発見から妊婦も含めた児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助システムを検討し、虐待の防止などを推進します。また、定期的な児童の状況確認、必要に応じたケース会議などを行い、関係機関との連携を図ります。	こども未来室
2	虐待防止対策の周知	児童虐待防止のために、子ども自身はもとより、市民全体に向けた広報・啓発活動など、さまざまな取り組みを行います。	こども未来室
3	児童虐待防止に関する研修の実施	関係者および関係機関に対して、研修の充実を図ります。	教育指導室 こども未来室
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	児童福祉法に基づき、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、乳児の体重測定や育児の相談に応じ、母親の育児不安を解消するとともに、虐待予防に努めます。また、訪問の際には予防接種手帳を配布します。	健康づくり推進課
5	保育士による訪問事業	市立保育所の保育士が、妊婦のいる家庭を定期的に訪問し、心配事の相談や情報の提供を実施します。希望の保育園を登録して訪問してもらうことも可能です。また、訪問を通じて「子育てで孤立しない・させない」を目的にさまざまな機関との連携に努めています。さらに、出生後も3歳未満の未就園児がいる家庭を訪問し、育児の悩み事の相談を受けたり、子育てを応援する事業や施設を紹介したりします。	こども未来室
6	養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問事業)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、家庭訪問支援員が訪問し支援します。	こども未来室

No	事業名	内 容	所 管
7	子どもへの暴力防止プログラム～CAP（巡回公民館講座）	幼稚園児（5歳児）および保護者を対象に、子ども自らが虐待・誘拐・いじめなどから身を守る意識を育てるため、巡回公民館講座として実施します。	中央公民館
8	親支援事業	虐待を起こした親の回復のため、プログラムを実施することにより、子どもへの関わり方を変えていくことができるように支援し、家族の再統合を図ります。また、子育てに不安を抱えながらも孤立している家庭や、子育てに無関心な家庭を対象に、グループミーティング形式のグループワークなどの講座を実施し、親の自己肯定感や自尊感情を高め、育児ストレスの解消と児童虐待の防止を図ります。	こども未来室
9	児童家庭相談	家庭における18歳未満の児童の養育相談や、児童自身の相談に応じるなど、児童家庭相談体制の充実を図ります。	こども未来室
10	すこやか教育電話相談	いじめ・不登校・進学・児童虐待など子育てや教育に関する相談を専門の相談員と一緒に考え、悩みに答えます。	教育指導室
11	民生委員・児童委員の活動促進	日々の活動の中で、地域住民を対象に心配事や悩み事の相談に乗り、さまざまな理由によって社会的な支援が必要と考えられる人に対してつなぎ役となり、適切に関係機関へつなげます。	地域福祉課
12	相談窓口の周知	子どもの成長発達、子育てなどの相談、子ども自身の相談窓口を案内します。また、各機関で行われている相談窓口との連携を図ります。	こども未来室
13	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などの支援をします。	障がい福祉課
14	難病患者等への日常生活用具の給付	難病患者などが日常生活を円滑に行うため、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課
15	市郵送用封筒点字打刻事業	視覚障がい者（児）への情報提供の促進を図るため、市役所から発信する封書に市の名前を点字表示します。	障がい福祉課

No	事業名	内 容	所 管
16	ライフサポート推進事業	障がい児（者）とその家族の就労および生活を支援することを目的に、障がい児（者）の通学・通所の支援（送迎サービス）、一時預かり支援、宿泊支援事業を行います。	障がい福祉課
17	在宅重度障がい者（児）短期入所サービス	重度の身体障がい児または知的障がい児などを介護されている保護者が、病気や出産などにより、家庭における介護ができず、入所日までに介護給付の支給決定を受けることが困難なときに、一時的に施設を利用できるサービスを行います。	障がい福祉課
18	重度心身障がい者等医療費助成	精神または身体に重度の障がいをもつ人が、健康保険証を使って、病院などで受診したとき、自己負担分の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、対象者の福祉の増進を図ります。	福祉医療課
19	交通等バリアフリー基本構想推進事業	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、市の基本構想に基づきバリアフリー化を推進します。	まちづくり推進課
20	乳幼児二次健診 （約束健診） （発達相談） （視聴覚検診）	乳幼児健診や電話相談、訪問活動などにおいて経過観察を必要とする乳幼児に医師、心理相談員による診察・相談を実施します。なお、保健師、栄養士による相談も併設します。また、3歳6か月児健診において必要とする幼児に医療機関委託による視聴覚検診の実施と受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課
21	乳幼児訪問指導	乳幼児健診や電話相談などにおいて、乳幼児の経過観察および保護者の不安解消を目的とした訪問指導の充実を図ります。	健康づくり推進課
22	のびのび広場	1歳7か月児健診において、発達・育児支援面での経過観察が必要な児童と保護者に対し、2歳到達月まで月1回参加してもらう子育て相談の事業で、必要な児童にはチューリップ教室につながります。	健康づくり推進課

No	事業名	内 容	所 管
23	通園施設運営補助	社会福祉法人聖徳園が運営する福祉型児童発達支援施設に対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	こども未来室
24	障がい児保育事業	特に配慮を要する児童を保育所で、健常児とともに集団保育することにより、当該児童の健全育成の充実を図ります。そのためにも、受け入れについて施設機能や職員配置など児童にとって、より安全で安心な体制を構築します。	こども未来室
25	学童クラブでの障がいのある児童の受け入れ体制の充実	障がいのある児童については、指導員を加配するなど、できる限り受け入れ体制を充実します。	こども未来室
26	つながるファイル	子どもの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育を記録し、保育園・幼稚園から成人するまでの間、活用できるファイルです。今後もファイルの普及に努め、有効に活用できるようにします。	こども未来室 教育指導室 障がい福祉課 健康づくり推進課
27	相談支援事業	障がい児の家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などの支援をします。	障がい福祉課
28	子どもの発達相談	育児に自信がない、相談する相手がいないなどにより、育児ノイローゼや虐待の危険性も懸念されることから、養育上発達面に課題のある児童の保護者などに対する適切なアドバイスをするため、発達相談体制の充実を図ります。	こども未来室
29	幼児の健全発達支援 (チューリップ教室)	保健センターが実施する1歳7か月児健診などで、集団の場においてフォローが必要と思われる子どもと保護者を対象に、年齢に応じた教室を開催します。遊びを通じて、親子のふれあいを大切にし、子どもと保護者が楽しく過ごせるように援助したり、さまざまな相談に適切な指導・各種相談に応じたりすることにより、幼児の健全な育成・発達を助長し、保護者の育児不安などの解消を図ります。	こども未来室

No	事業名	内 容	所 管
30	つどいの広場事業	主に0～3歳までの子どもとその保護者が気軽につどい、交流や育児相談ができる場を開設します。くつろげる場所の提供のほか、各種講座の開催、子育て情報の提供なども行います。	こども未来室
31	地域子育て支援センター事業	少子化や核家族化によって、子育てに悩みを持つ保護者のために、親子共々の仲間づくりや子育て相談の場を提供するとともに、子育てサークルおよび子育てボランティアの育成・支援や地域の保育・子育て資源の情報提供、地域支援活動を行います。	こども未来室
32	幼稚園における相談体制	教員による子育て相談などの充実を図ります。	市立幼稚園 私立幼稚園
33	幼児教育センター	2・3歳児とその保護者を対象とした子育て支援のための事業で、3歳児広場の実施や親子活動の場の提供、毎月2回の専門家による子育て相談などを実施します（相談および指導、3歳児広場、施設の一般開放、子育て情報の収集、子育て講座や研修会の開催、子育てボランティア講座の開催、子育てサークルの支援、各機関との連携の推進）	教育指導室
34	利用者支援事業	子どもやその保護者または妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用していただけるよう相談に応じ、必要とされる情報の提供や助言などをしたり、関係機関との連絡調整などを行ったりします。	こども未来室
35	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業	地域に潜む生活の課題を地域の皆さんと共に見つけ出し、生活・福祉に関する困り事の解決方法を一緒に考え、共に行動する「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」を配置します。地域における子育てに関する相談をはじめ、あらゆる人のあらゆる相談に対して支援します。	地域福祉課
36	ひとり親家庭相談 (ひとり親家庭の自立支援)	ひとり親家庭の自立のための相談、情報提供を行い、就労により自立できるようにさまざまな角度から総合的な支援を実施します。	こども未来室

No	事業名	内 容	所 管
37	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が教育訓練給付の対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども未来室
38	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども未来室
39	母子生活支援施設への入所	18歳未満の児童を養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある人が、生活上のいろいろな問題のために、児童の養育が十分にできない場合に、その保護者および児童を母子生活支援施設に入所させ、保護するとともに安定した生活を支援します。	こども未来室
40	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童とひとり親または養育者が、健康保険証を使って、病院などで受診したとき、自己負担分の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ります。	福祉医療課
41	児童扶養手当の給付	離婚などにより父または母がいない世帯、父または母が重度の障がいをもつ世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども未来室
42	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談および受付を行い、生活の安定を支援します。	こども未来室
43	ワーク・ライフ・バランスの啓発事業	働き方を変えて、仕事と生活の調和をめざすワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	商工観光課 こども未来室
44	能力開発支援事業	能力開発に伴う講座などを開催します。	商工観光課
45	就労相談・就労支援制度の普及啓発	就労支援センターを設置し、就労が困難な事情や環境にある人の就労相談などを行います。	商工観光課

No	事業名	内容	所管
46	就労支援事業	「就職困難者等」の雇用・就労を創出するため、企業・事業所をはじめ、関係機関との積極的な支援・協力体制を確保します。	商工観光課
47	求人情報の提供	全市民（外国人を含む）を対象に、求人情報を提供します。また、庁舎内に設置しているインターネット環境を備えたパソコンにより、最新の求人情報を直接入手していただけます。	商工観光課
48	労働相談	労働に伴う各種相談を行います（外国人を含む）。	商工観光課
49	男女共同参画推進事業 （男女共同参画フォーラム） （男女共同参画啓発リーフレット“びびっど”） （男女共同参画リーダー養成講座） （男女共同参画活動助成金の支給） （男女共同参画センターウィズ管理運営事業）	富田林市男女共同参画計画ウィズプランに基づくフォーラムや講座などを通じて、性別に基づく固定的な役割分業意識にとらわれず、子育ての大切さや楽しさを理解できるように啓発活動を行います。	人権政策課
50	女性相談事業	女性の抱えるさまざまな悩みについて、フェミニストカウンセラーや女性電話相談員による相談（子育ても含む）を実施します。	人権政策課
51	プレママ・パパ教室	妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識の啓発および妊婦同士の仲間づくり、父親の育児参加の動機づけを目的に実施します。	健康づくり推進課
52	家庭教育学級（託児付き）の実施	現実的課題に即した、子育てに関するさまざまなテーマを取り上げた学習の実施をめざすとともに、父親が参加できる内容も取り入れます。	中央公民館

No	事業名	内 容	所 管
53	子どもの人権を尊重する啓発・相談活動	啓発冊子の配布や人権ポスターへの取り組みを通じて、「子どもの権利条約」をはじめ、子どもの権利保障について啓発活動を充実させ、さらに子ども自身が権利の主体として自覚・自立していけるよう人権教育・啓発活動に取り組みます。また、人権擁護委員の協力を得ながら、人権相談の強化を図ります。	人権政策課
54	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する研修の実施	DVに対する適正な対応を図るため、各学校の教員に対し、研修の充実を図ります。	教育指導室
55	総合相談事業（人権相談・生活相談）	人権相談および生活相談において、子どもに関わる相談について、関係機関と連携を図り、より適切な対応ができるよう支援します。また、ケースによっては、相談者に同行しながら関係専門機関につなげます。	人権文化センター
56	不登校児童生徒対策の推進	学校外適応指導教室「すこやかスクールYOU YOU」、学校内スクールカウンセラー配置事業など、学校復帰をめざした取り組みの整備充実を図ります。	教育指導室
57	ひきこもり等相談窓口事業	ひきこもりなどの困難を抱える青少年やその家族に対し、相談窓口において助言をします。	社会教育課
58	母子健康手帳交付	母子保健法に基づき、妊娠の届け出をした人に対して母子健康手帳を交付します。また、交付時に父子手帳、マタニティキーホルダー、妊婦健康診査受診券も配付します。	健康づくり推進課
59	妊婦一般健康診査	合併疾患のチェック、流産未熟児出生およびB型肝炎ウイルスの母子感染の予防を目的にした健康診査の実施と受診率の向上を図ります。また、公費負担による妊婦健診の未受診防止に努めます。	健康づくり推進課
60	特定不妊治療費助成	特定不妊治療（「体外受精および顕微授精」）以外の方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦で、大阪府などが実施する「特定不妊治療費助成制度」を受けられた人に対して、市独自に助成金を交付します。	健康づくり推進課



No	事業名	内容	所管
61	助産の扶助	妊産婦が経済的理由により、入院助産が困難な場合に助産施設での出産を支援します。あわせて、養育支援が特に必要である妊婦に対して、関係機関と連携して支援します。	こども未来室
62	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者に対して、出産の費用を気にせず安心して出産していただくために、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
63	新生児訪問	母子保健法に基づき、新生児・産婦に対して不安の解消、健康状態の確認などを目的にした訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
64	乳幼児健診 (乳児一般健康診査) (4か月児健診) (乳児後期健康診査) (1歳7か月児健診) (3歳6か月児健診)	乳幼児の健全な育成と保護者の子育て支援を目的として、疾病予防や早期発見・早期治療を図るために発育、発達、栄養、育児、歯科保健に関する相談、保健指導を実施する健康診査の受診率の向上を図ります。また、乳児後期健診については、かかりつけ医を持つことを目的に医療機関で実施します。	健康づくり推進課
65	歯科疾患の予防 (2歳6か月児歯科健診) (1歳8か月児歯科フォロー教室) (2歳7か月児歯科フォロー教室)	生涯を通じた健康づくりの基礎を築くものとして、むし歯などの歯科疾患の予防を目的に、幼児およびその保護者に対して、口腔内診査、予防処置(フッ素塗布)、保健指導、カリオスタット(むし歯予測試験)などの実施と受診率の向上を図ります。	健康づくり推進課
66	予防接種の実施	乳幼児、児童および生徒への予防接種の実施と接種率の向上を図ります。 〔BCG、DPT(ジフテリア・百日咳・破傷風混合)、MR(麻しん風しん混合)、第2期DT(ジフテリア・破傷風混合)、日本脳炎、ポリオ〕	健康づくり推進課
67	子育て相談会	保健師・栄養士・助産師・心理相談員などの専門職が実施している個別相談会を行い、育児の悩みや不安などの解消を図ります。	健康づくり推進課
68	子ども医療費助成	出生の日から中学3年生までの入院・通院について、保険診療で医療機関に支払う自己負担分の一部を助成します。	福祉医療課

No	事業名	内容	所管
69	かかりつけ医制度	かかりつけ医（小児科）の普及促進を図ります。	健康づくり推進課
70	未熟児訪問指導	母子保健法に基づき、出生体重が 2500g 未満の子どもと産婦に対して不安の解消、健康状態の確認などを目的にした訪問指導を行います。	健康づくり推進課
71	育児教室 (びよびよクラス) (すくすくクラス)	母子保健法に基づき離乳食の進め方、その他交流会や育児・歯科保健に関する保健指導を実施します。また、母子の健全育成、正しい知識の啓発を行います。	健康づくり推進課
72	食育啓発事業	食に関する教育などを継続して実施し、食育啓発事業を行います。 [4 か月児健診時集団教育、1 歳 7 か月児健診時集団教育、3 歳 6 か月児健診時集団教育、びよびよクラス、すくすくクラス、出前講座]	健康づくり推進課
73	小中学校給食実施運営	市立小中学校において学校給食を実施し、これを生きた教材として、食に関する指導を推進します。使用食品は、国内産を原則として、安全な食事を提供し、また安心して食べてもらえるよう情報発信にも努めます。	学校給食課
74	小児救急医療事業	医療機関、医師会など関係機関の協力を得ながら、南河内南部広域小児急病診療体制の拡充を図ります。	健康づくり推進課
75	休日急病診療	富田林病院で、日曜日・祝日・年末年始に小児科診療を行います。	健康づくり推進課
76	事故予防教育	乳幼児死亡の大きな原因となる不慮の事故を予防するために 4 か月児健診、育児教室において事故予防教育を実施します。また、出前講座などにおいても実施するとともに回数の増を図ります。 [4 か月児健診時集団教育、1 歳 7 か月児健診時集団教育、3 歳 6 か月児健診時集団教育、びよびよクラス、すくすくクラス、出前講座]	健康づくり推進課

No	事業名	内 容	所 管
77	応急手当の普及啓発事業	児童を含む市民が突然の事故に遭ったとき、周りにいる人たちが適切な応急手当ができるよう、応急手当の普及啓発事業を実施します。また、救急救命士などが講師となって行う講習の内容を充実します。	警備救急課
78	ブックスタート事業	保護者に絵本を通じて、乳幼児との“ふれあいの必要性”についての働きかけや、図書館の利用案内を行うものとして、保健センター（健康づくり推進課）で開催される「4か月児健診」にあわせて実施し、啓発に努めていきます。また、健診に参加された乳幼児に絵本を配布したり、健診の待ち時間に図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせを行ったりします。さらに、健康づくり推進課の保健師と連携し、フォローアップ事業を推進します。	図書館
79	おはなし会等児童向け行事	子どもたちに図書館や本に親しみをもってもらうことにより、利用促進と読書活動を活発にし、また図書館に来る子どもだけでなく、図書館にあまり足を運ばない子どもには、その動機づけをする取り組みを進めます。また、子どもたちが図書館にあるたくさんの本の中から、良き本と出合えるよう、テーマに沿った本の展示・リスト作成を定期的に行います。	図書館
80	幼稚園・保育所・学校等との連携事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団体貸出 子どもたちが一日の大半を過ごす場である幼稚園・保育園・学校などへ本の団体貸出を行い、読書環境の充実に取り組みます。</li> <li>2. 小学1年生オリエンテーション 市内全小学校（16校）へ出向き、1年生に図書館の使い方の説明や本の紹介をします。</li> <li>3. 学校図書館支援 市内全小学校（16校）と中学校（8校）の学校図書館に月1回、調べ学習などで希望の本を集めて配送する学校図書館ブック便を走らせます。</li> </ol>	図書館

No	事業名	内 容	所 管
81	自動車文庫事業	図書館から離れた地域の皆さんにも利用していただくため、市内広域サービスに努めます。夏休みなどの長期休みの小中学生の利用や幼児を連れた親子、高齢者の利用を促進します。	図書館
82	特別支援教育	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内の体制づくりとともに、医療や福祉などの関係機関と連携しながら、特別な教育的ニーズのある子どもたちに対して、適切な指導や支援を行います。	小学校 中学校 市立幼稚園
83	生徒指導の充実	幼児・児童・生徒の健全な育成を図るため、さまざまな問題行動・課題に対する予防や適切な指導を目標に研修などを進めます。	教育指導室 各校園
84	キャリア教育	職場見学やキッズマート、インターンシップなど、仕事の体験教育実施の充実を図ります。	小学校 中学校
85	児童の図書館体験講座	春休みと夏休みに、小学5・6年生に図書館の仕事体験してもらい取り組みをします。	図書館
86	放課後子ども教室推進事業	地域社会全体で、未来を担う子どもの豊かな成長を育むことを目的に、各小学校での放課後や週末などに子どもの体験・交流活動を地域ボランティアの協力を得て開催します。	社会教育課
87	多文化理解・英語教育の充実	急激に発展する情報化・国際化社会に対応するため、ALT（外国語指導助手）を学校園に派遣し、異文化交流を含め幼稚園での英語遊び、小学校での国際理解教育、中学校での英語教育支援を推進します。	教育指導室
88	姉妹都市・友好都市交流推進事業	姉妹都市米国ベスレヘム市との交流事業を実施します。また、毎年11月に開催している英語弁論大会では、小学生の部を設けるなど、市民の英語能力向上をめざします。	市民協働課
89	子ども対象講座の実施	春・夏・冬休みを中心に、子どもや親子対象の手作り教室や体験教室を実施します。	中央公民館 東公民館 金剛公民館

No	事業名	内 容	所 管
90	子ども対象の人形劇の実施	公民館まつりなどにおいて、人形劇やマリオネットの発表会、巡回公民館講座で人形劇の出演を実施します。	中央公民館
91	ジュニアリーダー養成事業	小学5・6年生を対象に、各地区子ども会のリーダーを養成します。	社会教育課
92	ジュニア・スポーツリーダー・スクール	スポーツ・レクリエーションの技術向上だけでなく、セミナーを通していろいろな人とのふれあいの中で、人間関係をコーディネートできる自主性のあるリーダーを養成することを目的に、年10回のスクールを開催します。	スポーツ振興課
93	中学生の乳幼児ふれあい体験の充実	職業体験学習の中で、保育園や幼稚園での体験学習を実施します。	中学校
94	地域教育協議会の推進（すこやかネット）	8中学校区内で、学校・家庭・地域が協働し、青少年健全育成のための取り組みの充実を図ります。	教育指導室 社会教育課
95	青少年指導員への事業委託	各種事業を委嘱された青少年指導員が、青少年の健全育成を図るための事業を実施します。	社会教育課
96	小6・中3における少人数学級編制や少人数授業	少人数の学級編制に必要な講師を配置し、「個に応じたきめ細かな指導」を実現します。	教育指導室
97	小学生育成事業	小学校の放課後や、土曜日・長期休みなどの楽しく安全な居場所として学習、スポーツ、創作、読書、レクリエーション、遠足などさまざまな活動を実施します。	児童館
98	親子ふれあい事業	主に小学生を対象に、各学期事業・年間事業・夏休み事業として講座・講習事業を実施します。具体的には「親子体操」、「子どもトランプリン」、「親子水彩画教室」、「たのしい科学教室」、子育て中の保護者を対象にした「子育てサロン」などを実施します。	児童館
99	自主活動支援事業	中学生を対象に、仲間づくりを中心としたレクリエーションや学習指導を実施します。	児童館

No	事業名	内 容	所 管
100	児童館施設の利用促進	子育てサークルに対して、児童館の施設の貸し出しを行うとともに、施設の利用促進に努めます。	児童館
101	青少年センター施設の利用促進	青少年の良好な学習環境の提供と子育てサークルをはじめ、生涯学習活動の場として青少年センターの施設利用の促進に努めます。	社会教育課
102	幼稚園における世代間交流の推進	敬老会・農作業などにおける交流を図ります。	市立幼稚園
103	地域活動事業	保育園で、地域の子どもやお年寄りなどを招いての敬老会およびクリスマス会を実施します。また、園庭開放や子育て講座、子育て相談を実施します。地域の子育て支援については、保育所保育指針にもうたわれていることから、すべての保育園で実施します。	こども未来室
104	市こども会育成連絡協議会活動助成	健やかな子どもの成長と青少年の健全育成や、地域の子ども会相互の交流事業を中心とした活動補助金の交付と育成指導を行います。	社会教育課
105	幼児教室、親子・児童体操教室	就学前の幼児の楽しいトランポリン教室を開催します。また、就学前の幼児と親の楽しい運動遊び教室、小学1年生～3年生までの楽しい体操教室を開催します。	スポーツ振興課
106	ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク	市民の皆さんの健康増進を図るため、コースの途中でゲームやクイズに挑戦するなど、楽しみながら参加していただける「ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク」を年1回開催します。	スポーツ振興課
107	富田林市民マラソン大会	広く市民のスポーツを普及・振興し、あわせて健康と親睦に寄与することを目的に、小学生から壮年・ふれあいまでの13部門に分かれてマラソン大会を開催します。	スポーツ振興課
108	富田林市民スポーツ・レクリエーション祭	見て・知って・楽しむスポーツ・レクリエーションをめざし、幅広い年齢層の市民にスポーツ・レクリエーションの普及を目的として、「健康みつけた！私のニュースポーツ」をスローガンに開催します。	スポーツ振興課

No	事業名	内 容	所 管
109	富田林市民体育大会	広く地域住民の間にスポーツ・レクリエーションの振興とスポーツマンシップの高揚を図るとともに、市民相互の健康と民主的な連帯を高めることを目的として20競技を実施します。	スポーツ振興課
110	子育て応援ガイドの作成	子育てに関連する機関などの連絡先および所在地、利用方法を紹介するなど、地域の子育て支援情報の発信に努めます。	こども未来室
111	こども情報紙の発行	子どもに関する身近な情報や催し物などの情報提供を行い、保育所・幼稚園・小学校・中学校に通うすべての子どもへ配布します。	社会教育課
112	広報紙やインターネットによる情報の提供	それぞれの所管が、必要な情報を提供します。	関係各課
113	とんだばやしメール	発信メニューを拡充し、子育てに関する情報も含め、さまざまな情報を携帯電話やパソコンにメール配信します。	関係各課
114	出前講座の実施	多様な市民の学習ニーズに即した学習機会の提供をはじめ、行政が行う各事業に対する市民への理解を深めるための出前講座を実施します。子育て講座を含め現在55のメニューがあります。	社会教育課
115	家庭支援推進保育（所）事業	家庭環境に配慮を要する保育所入所児童およびその家庭への支援とあわせ、これまで支援の対象となりにくかった「ひきこもりがちな家庭」などの在宅家庭を対象に、出前の育児相談・親子教室の実施や、家庭訪問など保育所機能を地域に展開することにより、保育所における家庭支援を推進します。	こども未来室
116	子育て支援保育士事業	民間保育所の地域における子育て支援機能を充実するために要する子育て支援担当保育士などの人件費を補助します。	こども未来室
117	子ども家庭サポーター活動支援	大阪府子ども家庭サポーターの養成講座を修了した人たちの活動を支援します。	こども未来室

No	事業名	内容	所管
118	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（援助会員）が、お互いに助け合う子育てネットワークで、会員数および活動件数の増加に努めます。	こども未来室
119	親子広場	民生委員児童委員協議会事業として、親子と一緒に遊び、また親同士の交流を図ることを目的に活動します。	地域福祉課
120	子育てサークルの活動支援事業	子育てサークルの活動に対して、参加希望者の紹介や備品の貸出、講習会の案内をすることにより、その活動を支援します。	こども未来室
121	未就園児とその保護者に対する支援活動の充実	ふれあい活動の実施、園庭開放の子育て支援、教員による子育て相談などの充実を図ります。	市立幼稚園
122	未就園児とその保護者に対する支援活動の充実	子育て支援として、子育て相談・未就園児親子教室・親子登園などを実施します。	私立幼稚園
123	「親と子の育ちの場」の提供	親子教室・子育て講演会・教育相談などを実施します。	市立幼稚園
124	日本語指導員の配置	文化や言語も含め、日本語が十分でない児童の在籍する学校へ日本語指導者とともに指導員を派遣し、学校生活および保護者を支援します。	教育指導室
125	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業	地域の国際化の中で、外国からの帰国・渡日児童生徒が増加しており、言葉の壁、日本の教育制度への無理解から学校生活に支障をきたしたり、進路選択が困難だったりする例が見られます。平成20年度に策定した「富田林市多文化共生推進指針」に基づき、これらの問題を解決するために、とんだばやし国際交流協会が教育委員会と協力し、多言語進路ガイダンスを開催します。また、とんだばやし国際交流協会では生活相談などを実施します。	市民協働課
126	児童手当の給付	家庭における生活の安定に寄与し、児童の健全な育成に資するために中学校修了までの児童を対象に支給します。	こども未来室



No	事業名	内 容	所 管
127	就園奨励費の支給 富田林市私立幼稚園園児補助金の支給	幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児補助金を支給し、保護者負担を援助します。	こども未来室
128	就学援助費の支給	学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を、所得に応じて援助します。	教育指導室
129	富田林市障がい者（児）給付金	障がい児を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給します。	障がい福祉課
130	障がい児福祉手当	身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の児童に、手当を支給します。	障がい福祉課
131	特別児童扶養手当の給付	精神または身体に重度・中度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども未来室
132	富田林市重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者（児）に対し、タクシー料金の一部を補助します。	障がい福祉課
133	住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者（児）または在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成します。	障がい福祉課
134	重度障がい児（者）介護手当の支給	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せもつ在宅の障がい児（者）の介護者に対し、介護手当を支給します。	大阪府 （障がい福祉課）
135	難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給します。	障がい福祉課
136	在宅の障がい者への授産施設通所交通費の助成	精神・身体・知的障がい者通所授産施設に通所している在宅の心身障がい者に対して、保護者の負担を軽減すると共に障がい者の福祉の増進を図るため、その通所に要する交通費の一部を補助します。	障がい福祉課

No	事業名	内 容	所 管
137	大阪府心身障がい者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図ります。	大阪府 (障がい福祉課)
138	地域で子どもを育てるネットワークの構築	地域教育協議会への参加の推進、地域の幼児教育推進のため、連絡調整機関の設置に向けて取り組みます。	市立幼稚園
139	市 P T A 連絡協議会活動助成	単位 P T A 相互の連携を密にし、その健全な発展を図るとともに、活動補助金の交付と育成指導を行います。	社会教育課
140	P T A 教室開催補助	単位 P T A の活性化と会員の資質向上を目的に、各幼稚園、小中学校で実施する「P T A 教室」の講師謝礼を補助します。	社会教育課
141	富田林市 D V 対策連絡会議の設置	本会議運営により、本市の担当部課と関係機関が連携を取り、本市におけるドメスティック・バイオレンス被害者を支援します。	人権政策課
142	地域コーディネーター連絡会	各小中学校区で活動するボランティアとなる地域コーディネーターの連絡調整会議を行います。	社会教育課
143	児童サービス事業 (子育て支援と子ども読書推進事業)	子どもが本に関心をもつことができるよう、保護者や子どもの本に関心のある人を対象にして、図書館文化講座や児童文学講座などを開催します。	図書館
144	市民公益活動団体・地縁団体への支援	市民公益活動センターにおいて、団体活動拠点としての利用、印刷などの事務作業、活動していく上での悩みや相談、助成金などの情報提供、プロジェクターなどの備品貸出、チラシ・ポスターの掲示などにより、各種活動団体を支援します。	市民協働課
145	子育てサロン	地区・校区福祉委員会にて実施している、閉じこもりの防止や参加者相互の仲間づくりを目的とした子育てサロンの実施委員会と実施箇所の増設を図ります。	地域福祉課

No	事業名	内 容	所 管
146	乳幼児クラブ事業	専門的な知識や経験を持った指導員を配置し、「親子ふれあい遊び」、「ワークショップ」などサークル形式の多種多様な活動を通じて、情報交換や子育ての知識の学ぶ場を提供します。	児童館
147	子育て支援ネットワーク	子育て支援サービスを身近で利用しやすくするため、情報共有などを通じてそれぞれの機関が効果的なサービスを提供できるよう取り組みます。	こども未来室
148	公園整備事業	「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、安全で利用しやすい公園をめざし、遊具などの施設整備を行います。	みどり環境課
149	児童遊園新設事業	市民の要望および遊園用地の使用提供を前提として、市民における配置バランスなどにも配慮しながら遊園の充実に努めます。	みどり環境課
150	公園管理事業	市民の憩いと潤いの場となる都市公園・児童遊園などの快適な環境を提供するための維持管理（清掃・除草・樹木管理・遊具修理）を行います。	みどり環境課
151	学校体育施設の開放	地域でのスポーツ振興や文化振興および地域コミュニティのために、小中学校のグラウンドおよび体育館を学校教育に支障のない範囲で開放します。	スポーツ振興課
152	学校体育施設の開放	地域でのスポーツ振興や文化振興および地域コミュニティのために、小中学校のグラウンドおよび体育館を学校教育に支障のない範囲で開放します。	教育総務課
153	道路のバリアフリー化の推進	富田林市交通等バリアフリー基本構想に伴う道路特定事業計画に基づき、バリアフリー化（段差解消、誘導ブロックの設置等）の整備を進めます。	道路交通課
154	教育施設の整備充実	市内学校（園）の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設の改善を図り、教育施設の整備・充実に努めます。	教育総務課

No	事業名	内 容	所 管
155	学校園の安全確保（防犯訓練）	各関係機関の協力を得ながら、「学校園安全確保の日」を中心とした全市的防犯訓練を実施するとともに、学校園での安全管理体制を常に点検し、子どもの安全確保に努めます。	教育指導室
156	防犯教室	犯罪から身を守るため、地域や学校などで防犯教室を開催します。	総務課
157	交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るため、保育所・幼稚園・小学校において交通安全教室を毎年開催します。	道路交通課
158	青色回転灯パトロールカー運行及び補助事業	下校時や帰宅後の児童への犯罪や、交通事故などからの安全を確保するため、市職員による「青パト」を運行します。平日の毎日、児童の下校時刻に合わせ、小学校区毎に運行します。また、地域で実施される「青パト」の運行に対して助成します。	総務課
159	大阪府警による「安まちメール」の普及啓発	大阪府警の「安まちメール」によって、リアルタイムの情報が提供されることにより、地域の見守り活動に活用されるなどの結果、子どもに対する強制わいせつ事件の減少につながっているため、その普及啓発に努めます。	総務課
160	防犯ブザーの配布	市立小学校の児童の通学時の安全対策の一環として防犯ブザーを購入し、市立小学校の新入生に貸与します。	教育総務課
161	防犯灯補助事業	犯罪や事故の発生を未然に防止し、安全・安心な街づくりを進めるため、町会などの管理団体に対して、防犯灯の設置費および維持管理費の一部を補助します。また、いずれの管理団体にも属さない所での防犯灯の設置要望については、新たな管理団体の組織化を促すなど、早期設置に向けた検討を行います。	市民協働課
162	防犯カメラ整備補助事業	地域の防犯対策として、町会などが防犯カメラを整備する際に、設置費の一部を補助します。	市民協働課

## 2 富田林市子ども・子育て会議条例

---

富田林市条例第29号

富田林市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 施策の充実及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員20人以内をもって組織し、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

2 子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 富田林市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	条例上の区分		氏名	所属等
1	1号	学識経験のある者	井上 美智子	大阪大谷大学教育学部教授
2			開沼 太郎	大阪大谷大学教育学部准教授
3			横浜 勇樹	大阪大谷大学教育学部准教授
4	2号	関係団体の推薦を受けた者	中尾 いつ子	民生委員児童委員協議会
5			福田 毅	富田林医師会
6			久米 正子	母子福祉会
7	3号	子ども・子育て 支援に関する事業に従事する者	西尾 光世 (平成26年4月30日まで)	市立保育園 (大伴保育園長)
			辻野 由貴子 (平成26年5月1日から)	市立保育園 (若葉保育園長)
8			吉田 郁	市立幼稚園 (錦郡幼稚園長)
9			松村 雅子	市立小学校 (新堂小学校長)
10			西谷 幸子	私立保育園 (ふれんど保育園長)
11			杉分 加寿子	私立幼稚園 (しろがね幼稚園長)
12			天正 満 (平成26年4月30日まで) 佐藤 正康 (平成26年5月1日から)	富田林子ども家庭センター
13	岡本 聡子	つどいのひろば(NPO法人ふらっとスペース金剛代表理事)		
14	4号	子どもの保護者	岡野 幸代	公募の市民
15			吉岡 千香子	公募の市民
16			松田 睦美	公募の市民
17			北谷 綾乃	保育園保護者
18			糸賀 友美 (平成26年6月30日まで) 三浪 美香 (平成26年7月1日から)	PTA連絡協議会(幼稚園)

## 4 計画策定経過

日付	事項	概要
平成 25 年 7 月 1 日	富田林市子ども・子育て会議条例制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>富田林市子ども・子育て会議条例の制定</li> </ul>
8 月 1 日～8 月 19 日	子ども・子育て会議市民委員公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議市民委員公募期間</li> </ul>
平成 25 年 9 月 20 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>富田林市子ども・子育て会議条例について</li> <li>会長、副会長選出</li> <li>会議の成立要件、会議の公開および会議記録の作成について</li> <li>事業計画策定スケジュール等について</li> <li>ニーズ調査票について</li> </ul>
10 月 24 日 ～11 月 6 日	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象に実施</li> </ul>
平成 26 年 1 月 17 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査の実施報告等について</li> </ul>
3 月 27 日	第 3 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育提供区域の設定について</li> <li>アンケートに基づくニーズ量推計結果について</li> <li>子育て支援の現状と課題について</li> </ul>
5 月 26 日	第 4 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業等の各種基準（案）の検討</li> <li>新制度にかかるニーズ量の見込み（案）について</li> </ul>
7 月 24 日	第 5 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ量見込みを元にした事業計画（素案）の検討</li> </ul>
8 月 21 日	第 6 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討（グループ討議）</li> </ul>
10 月 7 日	第 7 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討</li> </ul>
11 月 7 日	第 8 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討</li> </ul>
平成 27 年 1 月 6 日 ～2 月 5 日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報およびホームページ</li> <li>関係施設にて閲覧</li> </ul>
●月●日	第 9 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント結果報告</li> </ul>
●月●日		<ul style="list-style-type: none"> <li>富田林市子ども・子育て支援事業計画決定</li> </ul>



## 5 子ども・子育て支援に関する用語説明

(50音順)

用語	定義・概要
<b>■カ行</b>	
確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園および児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。 (法第7条)
<b>■サ行</b>	
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
市町村などが設置する「子ども・子育て会議」	法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。 本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関)。
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

用語	定義・概要
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
■タ行	
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育など（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブなどの事業。（法第59条）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
■ハ行	
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。</p> <p>（法第19条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul>
■ヤ行	
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社などの参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p>